

令和 8 年度企業立地ニーズ調査業務に係る公募型
プロポーザル方式での事業者選定募集要項

1 業務概要

(1) 業務名

令和 8 年度企業立地ニーズ調査業務

(2) 業務の目的

本町は「陸・海・空」の優れた交通インフラと臨海部の工業地帯を強みに、国内有数の産業都市として発展してきましたが、近年の企業進出に伴い、新たな産業用地の確保が急務となっています。そのため、本町では「二崎地区」を優先候補地として新たな産業用地創出に向けた検討を進めています。

本業務は、自動車関連産業および物流産業を中心に、各企業の設備投資動向や本町への立地意向等を調査・分析し、今後の土地利用計画の策定や、効果的な企業誘致活動に資する客観的な基礎資料を得ることを目的とします。

(3) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(4) 見積限度額

2,715 千円（消費税及び地方消費税を含む）

(5) 委託期間

契約日から令和 9 年 3 月 31 日まで

2 参加資格

プロポーザル方式による審査に提案する事業者（以下「提案者」という。）は、以下に示す各号すべてを満たす者とする。

- (1) 荻田町の指名競争入札参加資格者名簿（令和 7 年 5 月 1 日～令和 9 年 4 月 30 日まで）に登載されていること。なお、登録されていない者については、以下①～⑨の書類を提出することで入札参加資格者名簿に登録された者とみなす。

① 参加資格審査申請書

② 登記事項証明書（写し可）

参加申込書類提出日前 3 月以内に発行されたもの

（法人）履歴事項全部証明書

（個人）本籍地で発行する身分証明書

③ 使用印鑑届

④ 本社から支店等への委任状

⑤ 納税証明書／国税（写し可）

参加申込書類提出日前 3 月以内に税務署で発行されたもの

（法人）納税証明書（法人税及び消費税）「その 3 の 3」

（個人）納税証明書（所得税及び消費税）「その 3 の 2」

⑥ 納税証明書／本店所在地の都道府県民税（写し可）

参加申込書類提出日前 3 月以内に都道府県税事務所で発行されたもの
(法人) 納税証明書 (法人都道府県民税及び法人事業税)
(個人) 納税証明書 (事業税)

⑦ 町税の滞納がないことの証明書 (町内業者のみ) (原本)

参加申込書類提出日前 3 月以内に発行されたもの

代表者及び法人の証明書を添付すること

※町内業者とは、荊田町内に本店、支店、営業所等を構え、設立届が提出されているものをいう。

⑧ 申立書

⑨ 役員名簿

(2) 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 第 1 項に該当しない者であること。

(3) 荊田町建設工事等入札参加者指名停止措置規程に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。また、国及び他の地方自治体の指名停止を受けている期間中でないこと。

(4) 過去 5 年以内に官公庁発注による同種業務等の受注実績があること。

(5) 申込みをしようとする法人及びその役員並びに個人が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 77 号) 第 2 条第 6 号に規定する暴力団員 (以下「暴力団員」という。) 若しくは同条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有し、若しくは社会的に非難される関係を有するものでないこと又はそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。

3 主な選定日程 (予定)

- | | |
|--------------------|----------------------------------|
| (1) 募集の周知開始 (町 HP) | 令和 8 年 9 月 30 日 (水) |
| (2) 質疑の提出期限 | 令和 8 年 10 月 7 日 (水) 17 時まで (必着) |
| (3) 参加申込書類の受付期限 | 令和 8 年 10 月 20 日 (火) 17 時まで (必着) |
| (4) 企画提案書等の受付期限 | 令和 8 年 10 月 30 日 (金) 17 時まで (必着) |
| (5) 審査委員会 (書類審査) | 令和 8 年 11 月 2 日 (月) ~5 日 (木) |
| (6) 審査結果の通知 | 令和 8 年 11 月 10 日 (火) |

4 質疑の提出及び回答

提案を検討する者は、以下のとおり質疑を行うことができる。

(1) 提出期間

令和 8 年 10 月 7 日 (水) 17 時まで (必着)

※受付期限以降に提出された質疑及び規定する方法によらない質疑は、一切受け付けない。

(2) 提出方法

件名を「令和 8 年度企業立地ニーズ調査業務に関する質疑」とし、電子メールで提出すること。

(3) 提出先

荏田町役場交通商工課 商工・企業立地担当 佐谷、村上

※メールの送信にあたっては、以下の2アドレスをすべて宛先（To）に指定し、送信すること。

メール：satani-k@town.kanda.lg.jp

murakami-t@town.kanda.lg.jp

(4) 質疑に対する回答

質疑に対する回答は、随時ホームページに掲載する。

5 参加申込書類の提出

提案者はプロポーザル方式による審査に提案するため、以下のとおり参加申込書類を提出する。

(1) 提出書類

提出部数 各1部

① 参加表明書（様式1）

② 業務実績一覧（様式2）

③ 業務実施体制図（様式3）

④ 「2 参加資格」の（1）①～⑨〔荏田町の指名競争入札参加資格者名簿（令和7年5月1日～令和9年4月30日まで）に登録されている者については①～⑨の提出は不要〕

(2) 提出期限

令和8年10月20日（火）17時まで（必着）

※天候不順や郵送／宅配業者に責がある遅延についてはそれらを客観的に証明できる場合に限り認めるものとする。

(3) 提出方法

持参又は郵送での提出に加え、同時にメールでも提出すること。

(4) 提出先

〒800-0392

福岡県京都郡荏田町富久町1丁目19番地1

荏田町役場交通商工課 商工・企業立地担当 佐谷、村上

※メールの送信にあたっては、以下の2アドレスをすべて宛先（To）に指定し、送信すること。

メール：satani-k@town.kanda.lg.jp

murakami-t@town.kanda.lg.jp

(5) 注意事項

① あらかじめ指示した事項に違反した書類は無効とする。

② 提出書類の作成及び提出に要する一切の費用は、提案者の負担とする。

③ 本町に提出された書類は返却しない。

- ④ 提出された書類の取扱い、菟田町情報公開条例（平成 8 年 12 月 25 日菟田町条例第 20 号）によることとする。

6 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

① 企画提案書

提出部数：7 部（正本 1 部、副本 6 部）

7 部ともフラットファイルに閉じて提出すること。

② 見積書（任意様式）

提出部数：正本 1 部

※見積金額の内訳を明記すること。

③ 工程表（任意様式）

提出部数：正本 1 部

※受託者が実施する業務と町が実施する業務を明確に区別すること。

(2) 提出期限

令和 8 年 10 月 30 日（金）17 時まで（必着）

※天候不順や郵送／宅配業者に責がある遅延については認めるものとする。

(3) 提出方法・提出先

上記 5（3）、（4）と同じ

(4) 注意事項

- ① あらかじめ指示した事項に違反した提案書類は無効とする。
- ② 提出した後の提案書類は、書き換え、差し替え又は撤回することはできない。
- ③ 提案書類の作成及び提出に要する一切の費用は、提案者の負担とする。
- ④ 本町に提出された提案書類は返却しない。
- ⑤ 提案書類の著作権は、提案者に帰属する。
- ⑥ 提出された提案書類の取扱い、菟田町情報公開条例（平成 8 年 12 月 25 日菟田町条例第 20 号）によることとする。なお、提案書類において企業秘密に該当する部分については、提案書類にその旨を明記する等明らかにすること。

7 企画提案書の作成要領

(1) 企画提案書

※各項目を必ず記載すること。

① 調査対象企業の抽出プロセスと選定理由の提示方法 【重要】

保有する企業データベースの特徴と、立地可能性の高い企業（自動車関連・物流等）をスクリーニングする具体的な抽出手順を記載すること。

より確度の高いターゲット企業を絞り込むために、提案事業者ならではの視点や抽出基準、データ活用方法を提案すること。

② アンケート調査の設計・回収手法

有効回答率を高めるための設問設計の工夫、回収方法を記載すること。

③ 詳細調査の実施方針

アンケート回答企業や優先候補先企業への「詳細調査」を効果的に行うための実施方針を記載すること。

④ 独自の付加価値提案

本業務の成果を来年度以降の企業誘致に活かすための提言や、その他付加価値提案があれば記載すること。

(2) 提案書はすべて A4 版の用紙を用いるものとする。

(3) 添付資料、図面、資料等についても A4 もしくは A3 版を使用すること。

(4) 提案書には基本的な考え方を文書で簡潔に記述すること。

8 参加の辞退

提案者は、辞退届（任意様式）の提出により、本プロポーザルへの参加を辞退することができる。

9 書類審査の実施及び受託候補者の選定

(1) 審査方法

審査委員会において、提出された企画提案書等の書類を基に評価及び選定を行う。

なお、本プロポーザルにおいては、書類審査のみを実施し、面接審査（プレゼンテーション）は行わないものとする。

審査基準及び各項目の配点（合計 50 点）は別紙採点表のとおり。

(2) 選定方法

審査員の得点の合計が最も高い提案を行った提案者を最優秀提案者として選定する。得点の合計が最も高い提案をした者が 2 者以上いる場合には、見積価格の低い者を最優秀提案者として選定する。

(3) 選定結果の通知及び公表

選定の結果は、すみやかに提案者全員に通知する。また、結果については後日町ホームページでも公開するものとする。ただし、選定の経緯についての問合せ及び選定結果に対する異議申し立ては受け付けない。

10 契約の締結

(1) 町長は、最優秀提案者（受託候補者）と本業務の契約締結協議を行う。

(2) 町長は（1）の協議を行い、合意した場合は契約を締結する。

(3) （1）の協議の結果、合意に至らなかった場合、若しくは最優秀提案者に本提案における失格事項または不正と認められる行為が判明した場合は、次順位以降の提案者を繰り上げて、順次協議する。

(4) 契約手続きは、荏田町契約規則の規定に定めるところによる。

(5) 契約金額は、協議結果に基づき仕様書を作成し、これに基づき改めて見積書を徴収し決定する。なお、見積金額は委託上限額を超えないものとする。

- (6) 契約保証金については免除する。
- (7) 町長は、契約締結後においても受託者が本提案における失格事項または不正と認められる行為が判明した場合は、契約の解除ができるものとする。

1 1 失格事項

次の項目のいずれかに該当した場合、失格になるので注意すること。

- (1) 提出期限に遅れた場合
- (2) 提出書類に不備不足があった場合、またはその内容が指定事項に適合しない場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 企画提案書の記載内容に実現できない項目が含まれていることが判明した場合
- (5) その他公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

1 2 その他

- (1) 本プロポーザルの参加に係る経費は、提案者の負担とする。
- (2) 原則として、企画提案書等を受理した後の内容の変更（加筆、修正、差し替え等）は認めない。
- (3) 提出された企画提案書等一切の書類の返却はしない。なお、提出された書類を提案者に無断で本件の目的以外に使用しない。
- (4) 提出書類の著作権は提案者に帰属するものとするが、選定に関する公表等に必要な場合には提案者の承認を得ずに無償で利用できるものとする。
- (5) 本件に係る情報公開請求があった場合は、苅田町情報公開条例に基づき、提出書類を開示する場合がある。

1 3 所管課

苅田町 交通商工課 商工・企業立地担当

郵便番号：800-0392

住所：福岡県京都郡苅田町富久町1丁目19番地1

電話番号：093-434-1114

ファックス：093-435-2101

担当：佐谷、村上